

## さいたま市設計業務等成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する土木及び建築工事に係る建設工事に伴う設計業務等において、実施する成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等の指導育成並びに建設工事の品質確保に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 この要領における評定は、当初契約金額が300万円以上（単価請負契約は除く。）の委託業務のうち、次の各号に掲げる業務（以下「評定の対象業務」という。）をいう。ただし、建設工事に伴う委託業務に限る。

- (1) 土木工事に係る詳細設計（実施設計）、土木工事及び建築工事に係る測量及び地質調査
- (2) 建築工事に係る実施設計

### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）を以下のように定める。

- (1) 評定の対象業務の評定者は、さいたま市業務委託検査規程に規定する業務委託検査員に準ずる業務委託検査員（以下「業務委託検査員」という。）、監督員並びに業務を総括する監督員（以下「総括監督員」という。）とする。
- (2) 総括監督員は、業務委託検査員を兼ねることができない。

### (評定の方法)

第4条 評定は以下に則って行うものとする。

- (1) 評定は、評定の対象業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 評定の対象業務のうち、第2条第1号の業務委託の評定は、「設計業務等成績評定表」（様式3-1）、「考査項目別採点表」（様式4-1）並びに「考査基準」（別紙1）により実施する。
- (3) 評定の対象業務のうち、第2条第2号の業務委託の評定は、「設計業務等成績評定表」（様式3-2）、「建築設計業務採点表」（様式4-2）並びに「考査基準」（別紙2）により実施する。
- (4) 評定の結果は、「設計業務等完了検査調書」（様式5-1、様式5-2）に記録する。
- (5) 評定の対象業務以外の業務が混在する場合は、評定の対象業務が主たる業務と認められる場合に限り本要領を適用して評定すること

とし、それ以外の場合は、さいたま市業務委託検査規程に準ずることとする。1 契約について複数の評価は行わない。

(評価の時期)

第5条 監督員及び総括監督員は、評価の対象業務完了後速やかに評価を行い、業務委託検査員は完了検査実施後速やかに評価を行う。

(評価結果の通知)

第6条 委託者(発注者)は、完了検査終了後遅延なく、評価結果を「検査結果通知書」(様式8)と併せて「設計業務等成績評価結果通知書」(様式9-1、様式9-2)により受託者(受注者)へ通知するものとする。

(説明請求)

第7条 受託者(受注者)は、前条の通知を受けた日から起算して14日以内に、「設計業務等成績評価結果に関する説明請求書」(様式10)により委託者(発注者)に対して評価の内容について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第8条 委託者(発注者)は、前条の規定による説明を求められたときは、「設計業務等成績評価結果に関する説明請求に対する回答書」(様式11-1、様式11-2)により受託者(受注者)へ回答するものとする。この場合において、設計業務等発注課(所)の長は、受託者(受注者)に評定点の詳細について回答することができる。

(再説明請求)

第9条 受託者(受注者)は、前条の通知を受けた日から起算して、14日以内に、「設計業務等成績評価結果に関する再説明請求書」(様式12)により委託者(発注者)に対して評価の内容について再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第10条 委託者(発注者)は、前条に規定による再説明を求められたときは、別に定める設計業務等成績評価審査委員会の審議を経て「設計業務等成績評価結果に関する再説明請求に対する回答書」(様式13)により回答するものとする。

(修正の通知)

第11条 委託者(発注者)は、第6条の通知をした後、当該評価を修正したときは、「設計業務等成績評価結果修正通知書」(様式14-1、様式14-2)により受託者(受注者)へ通知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、以下の通りとする。

- (1) さいたま市業務委託検査規程を準用する。
- (2) 前号によらない場合、委託者（発注者）と受託者（受注者）で双方協議の上、決定することとする。

附 則

この試行要領は、令和2年4月1日以降に発注する業務より適用する。

附 則

この試行要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う契約について適用する。
- 2 さいたま市設計業務等成績評定試行要領（令和4年4月1日施行）は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

別紙一覧

番号	様式名	関連条文	備考
別紙1	考査基準	第4条第2号	※1
別紙2	〃	第4条第3号	※2

※1…第2条第1号

※2…第2条第2号

様式一覧

番号	様式名	関連条文	備考
1-1	監督員の指定・変更通知書	第3条第1号	※1
1-2	〃	第3条第1号	※2
2	完了報告書	第5条	
3-1	設計業務等成績評定表	第4条第2号	※1
3-2	〃	第4条第3号	※2

4-1	考查項目別採点表	第4条第2号	
4-2	建築設計業務採点表	第4条第3号	
5-1	設計業務等完了検査調書	第4条第4号	※1
5-2	〃	第4条第4号	※2
6	契約履行確認検査評定伺	第4条第2.3号	
7	契約履行確認検査結果報告	第4条第2.3号	
8	検査結果通知書	第6条	
9-1	設計業務等成績評定結果通知書	第6条	※1
9-2	〃	第6条	※2
10	設計業務等成績評定結果に関する説明請求書	第7条	
11-1	設計業務等成績評定結果に関する説明請求に対する回答書	第8条	※1
11-2	〃	第8条	※2
12	設計業務等成績評定結果に関する再説明請求書	第9条	
13	設計業務等成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書	第10条	
14-1	設計業務等成績評定結果修正通知書	第11条	※1
14-2	〃	第11条	※2

※1…第2条第1号

※2…第2条第2号